

令和 4 年度「Sport in Life 推進プロジェクト（スポーツに関する情報提供の仕組みづくり事業）」

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が最も高いものについて採択案件に決定する。ただし、最低評価得点を 42 点とし、最低評価得点未満の申請団体については選定しない。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じて、全団体からヒアリングによる審査を実施する。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

<評価項目>

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。
- (4) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業の内容について、全て提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業の成果を把握するための具体的かつ適切な評価指標を設定していること。
- (3) 情報収集に係る PR 手法が効果的であること。
- (4) web サイト全般においてユーザビリティが高いこと。
- (5) 特に地域におけるスポーツクラブやスポーツ施設に関する詳細情報の収集方法が具体的に示されており、多数の情報を得る仕組みとなっていること。

- (6) 実証及び調査分析について、有益な情報を得るための提案内容であること。
- (7) その他の機能として今後の発展に寄与する提案がなされていること。
- (8) 事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (9) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

<評価基準>

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

- 2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.0点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2.0点 ・認定段階3＝3.0点 ・プラチナえるぼし認定＝4.0点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.8点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1.6点 ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝2.4点 ・プラチナくるみん認定＝2.9点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝4.0点
--

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。